

## 久留米広域合併協議会（第9回）次第

開催日時：平成15年9月20日(土)

13時00分～

場 所：久留米商工会館 5階大ホール

### 1. 開 会

### 2. 報告事項

- (1) 報告第14号 第8回協議会以降の協議会活動について

### 3. 協議事項

- (1) 第14号議案 合併の方式について
- (2) 協 議 新市の名称について
- (3) 協 議 新市の事務所の位置について
- (4) 協 議 町名・字名の取扱いについて
- (5) 第15号議案 地方税の取扱いについて
- (6) 第16号議案 情報公開に関する取扱いについて
- (7) 協 議 新市建設計画について
- (8) 第17号議案 地域審議会の取扱いについて
- (9) 第18号議案 農林水産業関係事業の取扱いについて
- (10) 第19号議案 商工・観光関係事業の取扱いについて

### 5. その 他

### 6. 閉 会

# 久留米広域合併協議会(第9回)議案等

## 《報告事項》

報告第14号 第8回協議会以降の協議会活動について P 1, 2

## 《議案》

第14号議案	合併の方式について	(議案後送予定)
協議	新市の名称について	(第5回協議会議案等 P 16 ~ 18)
協議	新市の事務所の位置について	(第5回協議会議案等 P 19 ~ 21)
協議	町名・字名の取扱いについて	(第6回協議会議案等 P 30 ~ 45)
第15号議案	地方税の取扱いについて	(第8回協議会議案等 P 46 ~ 52)
		P 3, 4
第16号議案	情報公開に関する取扱いについて(第8回協議会議案等	P 53 ~ 56)
協議	新市建設計画について	P 5 ~ 10
第17号議案	地域審議会の取扱いについて	P 11 ~ 14
第18号議案	農林水産関係事業の取扱いについて	P 15 ~ 20
第19号議案	商工・観光関係事業の取扱いについて	P 21 ~ 25

報告第14号

第8回協議会以降の協議会活動について

第8回協議会以降の協議会活動について、別紙のとおり報告する。

平成15年 9月20日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

## 第8回協議会以降の協議会活動について

### 《会議》

9月12日 合併協議会幹事会(第9回) 合併協定項目の第9回提出議案  
協議会(第9回)開催要領(案)など

### 《専門部会、分科会活動》 前回報告以降分

一部を除き、分科会レベルにおける調整案について、引き続き、部会における調整・確認作業を行なっています。

事務事業調整方針案の確認が行われた部会では、合併協定項目ごとの調整方針(案)の作成を行っており、第9回協議会に提案する合併協定項目に関し、都市産業部会が開催されました。

また、システムWGでは、合併後のシステム統合に関する協議を引き続き行っています。

- 8月29日 総合調整部会、財政調整WG
- 9月 2日 保健情報システムWG
- 9月 3日 固定資産税システムWG
- 9月 4日 納税WG
- 9月 5日 住宅WG、個人住民税システムWG、図書館システムWG
- 9月 8日 財政調整WG、人事給与システムWG
- 9月 9日 新市建設計画策定会議、電算調整会議、企画調整会議、固定資産税WG
- 9月10日 総合調整部会、電算調整会議、文化財WG
- 9月11日 都市産業部会

追加資料
------

1市4町における国民健康保険料（税）の納期一覧

久留米市 国民健康保険料	田主丸町 国民健康保険税	北野町 国民健康保険税	城島町 国民健康保険税	三潁町 国民健康保険税
6/1～6/30 7/1～7/31 8/1～8/31 9/1～9/30 10/1～10/31 11/1～11/30 12/1～12/25 1/1～1/31 2/1～2/末 3/1～3/31	7/1～7/31 9/1～9/30 11/1～11/30 2/1～2/末	6/1～6/30 7/1～7/31 8/1～8/31 9/1～9/30 10/1～10/31 11/1～11/30 12/1～12/28 1/1～1/31 2/1～2/末 3/1～3/31  町県民税・固定資産 税・国民健康保険税 の3税を10期で集合 徴収	7/1～7/31 8/1～8/31 9/1～9/30 10/1～10/31 11/1～11/30 12/1～12/25 1/1～1/31 2/1～2/末	7/1～7/31 8/1～8/31 9/1～9/30 10/1～10/31 11/1～11/30 12/1～12/25 1/1～1/31 2/1～2/末

1市4町における市税・町税納期一覧

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新市	個人市町村民税												
	固定資産税												
	軽自動車税												
北野町	個人市町村民税												
	固定資産税												
	軽自動車税												
久留米市	個人市町村民税												
	固定資産税												
	軽自動車税												
田主丸町	個人市町村民税												
	固定資産税												
	軽自動車税												
城島町	個人市町村民税												
	固定資産税												
	軽自動車税												
三潞町	個人市町村民税												
	固定資産税												
	軽自動車税												

\* 久留米市の都市計画税の納期は、固定資産税の納期と同一

協 議

新市建設計画について

新市建設計画について、別紙のとおり協議を求める。

平成15年 9月20日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

# 新市建設計画

久留米広域合併協議会

# 目 次

序 論	
はじめに	
第1章 新市としての合併の意義	
第1節 都市経営の確立	
第2節 行財政基盤の確立	
第3節 生活圏としての	
第4節 新市としての将来発展性	
第2章 新市建設計画の策定方針	
第1節 策定の趣旨	
第2節 新市建設計画の対象など	
第3節 新市建設計画策定方針	
第4節 総合計画との関係	
第5節 久留米広域合併に関する新市まちづくり構想との関係	
本 論	8
第1章 新市の概要	
第1節 新市の地勢	
第2節 新市の人口	
第3節 新市の産業構造	
第2章 新市建設の基本方針	
第1節 新市建設の基本理念	
第2節 新市の目ざす都市像	
第3節 新市の行財政経営の整備	
第4節 土地利用の基本方針	
第5節 地区整備の基本方針	
第3章 新市の施策方針	
第1節 教育文化や保健福祉等の豊かな暮らしを実現する施策	
第2節 道路や上下水道等の魅力あふれる都市基盤・生活基盤を実現する施策	
第3節 1次2次3次の創造的な活力ある産業振興と雇用促進を実現する施策	
第4節 県南の中核都市としての都市機能を実現する施策	
第5節 新市の行財政経営の整備を図る施策	
第4章 新市における福岡県事業の推進	9
第1節 福岡県における新市の位置付け	9
第2節 新市における福岡県事業	9
第5章 公共的施設の適正配置と整備	
第6章 財政計画	
結 論	

本

論

## 第4章 新市における福岡県事業の推進

### 第1節 福岡県における新市の位置付け

新市を含む筑後地域は、「ふくおか新世紀計画」の県土整備構想として『筑後田園都市圏構想および福岡・筑後活力コリドー（回廊）構想』が打ち出され、戦略的な整備を進めることを明らかにされているエリアに位置しています。

#### （1）筑後田園都市圏構想および福岡・筑後活力コリドー構想

「筑後田園都市圏構想は、豊かな自然と文化・歴史に生まれ、多様な産業が集積し個性ある都市群と魅力ある地域が展開するという筑後地域の特性を活かし、集中的な都市機能の集積によらず、面的な広がりを持った都市機能のネットワーク化を図ることにより、自然に恵まれた田園都市空間の形成を旨とする21世紀型の新たな都市づくり」であるとし、150万人の魅力ある都市圏形成を旨とすることとしています。

また、「福岡都市圏との交通軸や情報基盤の強化により福岡都市圏の活力を筑後地域に呼び込む」ことにより、新たな地域活力の創出を図ることとしています。

これらの構想実現を図るため主要な施策として、九州新幹線の整備促進、道路交通網の整備促進等の広域交通網整備を図るとともに、多彩な産業集積を促進するために競争力ある産地の育成や観光の振興、福岡バイオバレー構想の推進などに積極的に取り組むとされています。

また、福岡県では筑後田園都市圏構想の具体化を図るために、筑後田園都市論検討委員会を設置し、筑後地域としてのリージョナルプランの重要性と、プランの具体化にあたって重点的に取り組むリーディングプロジェクトの検討を進めることとされているところです。

#### （2）福岡県における新市が目ざす役割

筑後田園都市圏の中核都市である新市が目ざす都市は、地域特性である豊かな自然環境と高次の都市機能を活かし、福岡県の多様な魅力の創出と均衡ある発展を進める都市です。そのために、筑後地域に脈々と息づく伝統と文化に根ざしながらも、多様な自然と豊富な教育資源・医療資源に裏付けられた21世紀のゆとりあるライフスタイルが展開できる地域魅力を活性化するとともに、福岡・北九州等の大都市圏との交流を促進することが重要です。

多極的な県土整備を進める視点から、筑後地域の特性を活かした魅力ある都市圏づくりが求められている所であり、その中核的な機能を果たす新市の役割は大きいものがあります。そのために、久留米広域合併地域は、広域合併の実現により中核市を目ざし、魅力ある都市圏づくりのリーダーとして牽引する行政機能の整備を図ることとします。

### 第2節 新市における福岡県事業

福岡県事業として、新市の建設及び一体性の確保のため、新市と連携しながら次ぎに掲げる事業の推進に向けて計画的に取り組めます。

#### （1）主要幹線道路網の整備

新市の地勢は、東西に長く、南北に福岡都市圏や熊本都市圏等の大都市圏に近接しています。また、九州を縦横断する高速道路網のクロスポイントに近く、鹿児島本線、久大本線、西鉄天神大牟田線、西鉄甘木線等の公共交通網が形成されています。今後は、これらのポテンシャルを活かした、都市圏間の交流促進、都市骨格の形成、都市的サービス利用の拡大を図ることが求められています。そのためには、道路幹線軸の整備を図るとともに、それらの幹線軸と周囲の都市圏との円滑な交通アクセス環境の整備や、幹線軸間の環状線によるネットワーク化が必要となります。このために、福岡県としては、新市のポテンシャルと筑後地域への波及効果を踏まえて、東西幹線軸の整備、南北幹線軸の整備、環状線の整備を視点を主要地方道など整備を進めます。

#### 東西幹線軸の整備

新市は、市域における東西の距離が 32.15km と長く、新市の東部地域と西部地域を結ぶ東西幹線軸の整備が重要であります。そのため、福岡県として東西の円滑な交通アクセス整備充実のために主要地方道等の整備を計画的に進めることとします。

#### 南北幹線軸の整備

新市は、筑後田園都市圏である 150 万人都市圏の中心部に位置しています。西北部に位置する鳥栖市・佐賀市など佐賀県東部地域との交流、北部地域に位置する福岡市等の福岡県北地域との交流、南部地域に位置する熊本地域との交流の促進により、新市が有する医療資源・教育資源の有効活用や、緑と自然豊かな魅力ある田園都市としての活用を図るために、アクセス機能を高める主要地方道等の整備を計画的に進めることとします。

#### 環状線の整備

新市は、都心部を中心に国道が放射状に発達しているために、都心部の交通渋滞が発生しています。東西幹線軸と南北幹線軸を環状にネットワークすることにより、産業道路や生活道路等の道路機能の分担を図り、都心部の渋滞緩和により交通の円滑化を図ります。

#### (2) 農業生産・農村生活基盤の整備

新市は、福岡県において農業粗生産額が 1 位であり、国内においても有数の農業地域であります。また、歴史的にも野菜生産にいち早く取り組む等農業先進地域でもあります。これらの肥沃な大地や豊富な水などの恵まれた環境と、歴史と伝統に基づくノウハウを活かした、高付加価値で生産性の高い農業の振興が求められています。このため、ほ場整備や用排水路、農道整備等の生産基盤の整備を意欲的に進めます。また、農村生活環境の整備を進め、活力ある農村づくりと営農意欲の高揚を図ります。更に、新市の特色である都市近郊森林を活かすために、森林の多様な公益機能である防災機能や環境保全機能を活かした森林整備に取り組みます。

第 17 号議案

地域審議会の取扱いについて

地域審議会の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 15 年 9 月 20 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	10	協定項目名	地域審議会の取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p>市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の田主丸町、北野町、城島町、三潴町の各区域に、当該区域を対象とする地域審議会を設置する。</p> <p>設置に当たっては、別添「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。</p>			

(別 添)

「地域審議会の設置に関する協議」

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会を設置する。

名 称	設 置 対 象 区 域
[ 市 ] 田主丸地域審議会	合併前の田主丸町の区域
[ 市 ] 北野地域審議会	合併前の北野町の区域
[ 市 ] 城島地域審議会	合併前の城島町の区域
[ 市 ] 三潁地域審議会	合併前の三潁町の区域

(設置期間)

第2条 地域審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 地域審議会は、第1条に規定する設置対象区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、新市の長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の進捗状況に関する事項
- (3) 地域振興のための基金の活用に関する事項
- (4) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (5) その他新市の長が必要と認める事項

2 地域審議会は、当該地域の振興に関し、必要と認める事項について、新市の長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 各地域審議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、当該各地域審議会の設置対象区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから、新市の長が委嘱する。

- (1) 新市の議会の議員
- (2) 公共的団体等を代表する者
- (3) 学識経験者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第6条 各地域審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、その属する地域審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 各地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、毎年度、開催するものとする。

4 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

5 会議の議長は、会長が務めるものとする。

6 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

7 会議は、公開する。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

8 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 各地域審議会におけるそれぞれの庶務は、当該地域審議会の設置対象区域に置かれる各〔総合支所〕において処理する。

2 各地域審議会の総合調整に係る事務は、地域振興の総括に係る事務を所管する部課において処理する。

(雑則)

第9条 各地域審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長がその属する地域審議会に諮り、これを定める。

注1 [ 市 ] は、新市の名称決定後、その名称に読み替えるものとする。

注2 [ 総合支所 ] は、新市の事務組織及び機構決定後、その名称に読み替えるものとする。

第 18 号議案

農林水産関係事業の取扱いについて

農林水産関係事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 15 年 9 月 20 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	4 1	協定項目名	農林水産関係事業の取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p>農林水産関係事業については、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>( 1 ) 農業振興地域整備計画については、当面は各市町の既存の計画を推進していくこととし、合併後( H 1 9 年度 )、県の地域指定に基づき新市の農業振興地域整備計画を策定する。</p> <p>( 2 ) 米の計画的生産調整における対象者、農家の定義、畦畔率については、久留米市の例により統一することとする。 また、生産調整に係る配分、助成事業、現地確認等の推進方法については、総括協議会を設置し、H 1 7 年度の生産調整計画に支障が無い時期までに協議決定する。</p> <p>( 3 ) 国営耳納山麓土地改良事業における灌漑排水地区並びに農地造成地区に対する補助に関する調整方針は、次のとおりとする。 ・ 灌漑排水地区...国営事業の基幹施設分については公共性が高いことから、合併後は、現在、久留米市が実施している補助( 国営基幹施設分 2 . 2 % 全額補助 ) を行うこととし、農家負担の軽減を図る。 ・ 農地造成地区...現行どおりとする。</p> <p>( 4 ) 国営筑後川中流域土地改良事業の基幹施設分に係る農家負担金については、公共性が高いことを理由として、合併後は、現在、久留米市、北野町が行っている全額補助を行うこととし、農家負担の軽減を図る。 また、国営筑後川下流土地改良事業における負担金については、合併後も現行の全額補助( 城島町において H 1 8 年度から始まる負担金償還も含め ) を継続していくこととする。</p> <p>( 5 ) 県営ほ場整備事業における調整方針は、次のとおりとする。 ・ 現在、補助を行っている地区については、現行の補助率を継続する。 ・ 新規事業地区については、事業費の 1 0 % を償還補助する。 ・ 公共用施設として認められるものは、農家負担額の全額を補助する。 ・ 関連事業の付帯事業については、事業費の 2 分の 1 の補助を行う。</p> <p>( 6 ) 土地改良区への運営補助金、組織のあり方、支援等については、各市町において様々な経過があるため、当分の間現行どおりとするが、今後、継続的に協議・検討していくものとする。</p>			

## 農林水産関係事業の取扱いについて

### (1) 農業振興地域整備計画

《総括的な調整方針(案)》

- ・ 合併後（H19年度） 県の地域指定に基づき新市の農業振興地域整備計画を策定する。

要調整事項	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
農業振興計画の見直し	H16年度に基礎調査予定を延期	H15年度に基礎調査後、見直し予定	H16年度迄見直し予定無し	H15年度基礎調査を予定、見直しは延期	H16年度迄見直し予定無し

### (2) 米の計画的生産

《総括的な調整方針(案)》

- ・ 対象者、農家の定義、畦畔率については、久留米市の例により統一する。
- ・ 合併までに総括協議会を設置し、生産調整に係る配分、助成事業、現地確認等推進方法について、H17年度の生産調整計画に支障が無い時期までに協議決定する。

要調整事項	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
1.対象者	以下の条件を満たす農家（H15年度4,600戸）	以下の条件を満たす農家（H15年度2,600戸）	以下の条件を満たす農家（H15年度930戸）	以下の条件を満たす農家（H15年度1,100戸）	以下の条件を満たす農家（H15年度1,200戸）
2.農家の定義	1,000㎡以上を耕作する農家	農家台帳上で対象水田を経営している農家	1,000㎡以上を耕作する農家	1,000㎡以上を耕作する農家	1,000㎡以上を耕作する農家
3.畦畔率	地区、面積により24通り（平均2%程度）	平地(2%)、山間(3%)の2通り	一律2%	一律2%	一律2%

畦畔率とは・・・いわゆる「あぜ(畦)」のことで、台帳面積から実際に作付け可能な部分を除いた面積を率で現したものです。

### (3) 国営耳納山麓土地改良事業

《総括的な調整方針(案)》

- ・ 灌漑排水地区：久留米市では、国営事業の基幹施設分について公共性が高いことから農家負担分の補助を行っていたのに対し、田主丸町では、補助が行われてなかった。合併後は、久留米市と同様に補助することで農家負担の軽減を行う。
- ・ 農地造成地区：現行どおりとする。

要調整事項		相 違 点				
		久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
国 営 事 業 費 農 家 負 担 額	1. 灌漑排水地区	国営基幹施設分(2.2%)全額を補助している	国営基幹施設分(2.2%)の補助は行っていない	該当無し	該当無し	該当無し
	2. 農地造成地区	10 a 当たり 4,150 円(年額)補助している	10 a 当たり 3,000 円(年額)補助している	該当無し	該当無し	該当無し

### (4-1) 国営筑後川中流域土地改良事業

《総括的な調整方針(案)》

- ・ 久留米市、北野町では、国営事業の基幹施設分について公共性が高いことから農家負担の補助を行っていたのに対し、田主丸町では、補助が行われてなかった。合併後は、久留米市、北野町と同様に補助することで農家負担の軽減を行う。

要調整事項	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
国営筑後川中流域土地改良事業 農家負担金	国営基幹施設分を全額補助している	国営基幹施設分については、農家負担あり(10 a 当たり 200 円)	国営基幹施設分を全額補助している	該当無し	該当無し

**( 4 - 2 ) 国営筑後川下流土地改良事業**

《総括的な調整方針(案)》

- ・国営事業関連負担金については、合併後も引き続き現行の全額補助を継続していく。

要調整事項	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町
国営事業関連負担金	費用負担無し	該当無し	該当無し	事業費償還負担金有り	費用負担無し

**( 5 ) 県営ほ場整備事業**

《総括的な調整方針(案)》

- ・現在補助を行っている地区については、現行の補助率
- ・新規事業地区については、事業費の 10% を償還補助
- ・公共用施設として認められるものは、農家負担額の全額を補助
- ・関連事業の付帯事業については、事業費の 2 分の 1 を補助

要調整事項	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町
1. 県営ほ場整備事業費補助割合	10%相当	10%相当	10%相当	8 %相当	8 %相当
2. 公共用施設の地元負担に対する補助制度	実施している	実施している	実施していない	実施していない	実施していない
3. 関連事業の付帯事業(事業メニューに該当しない工事に対する補助制度)	事業費の 2 分の 1 を補助	実施していない	事業費の 15% を補助	実施していない	実施していない

**( 6 ) 土地改良区運営**

《総括的な調整方針(案)》

- ・ 当分の間現行どおりとする。
- ・ 各市町の経緯と現状を踏まえ、合併前から協議・検討していく。

要調整事項	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
1. 土地改良区運営補助金	補助無し	事業実施地区については運営補助あり	事業実施地区については運営補助あり 団体営事業については、補助金を出さない代わりに事務を行っている	城島町土地改良区協議会に対して補助あり	全町土地改良区に対して運営補助金(嘱託2名分の人件費含)を出している
2. 土地改良区の組織のあり方	全市土地改良区等の統合計画はない	全町土地改良区等の統合計画はない	全町土地改良区等の統合計画はない	全町土地改良区へ合併の方向で平成15年、16年において、福岡県土地改良区総合強化対策事業に取り組んでいる	筑後川土地改良区への合併を協議している
3. 改良区運営支援の現状	改良区事務所の提供は行っていない また、土地改良区の事務等も行っていない	役場内に改良区事務所を提供している 改良区の事務を職員が行っている	役場内に改良区事務所を提供している 改良区の事務を職員が行っている	役場内に改良区事務所を提供している 改良区の事務を職員が行っている	役場内に改良区事務所を提供している 改良区の事務を職員が行っている

第19号議案

商工・観光関係事業の取扱いについて

商工・観光関係事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年 9月20日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	4 2	協定項目名	商工・観光関係事業の取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p>商工・観光関係事業については、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>( 1 ) 制度融資については、中小企業振興を図るため、新市においても、久留米市の制度を合併時から全市域に適用することとする。</p> <p>( 2 ) 利子補給については、中小企業振興を図るため、新市においても、久留米市の制度を合併時から全市域に適用することとする。 ただし、田主丸町、城島町、三潴町の制度で既に利子補給を受けている者については、その利子補給期間終了まで、既制度を適用するものとする。</p> <p>( 3 ) 保証料補給については、中小企業振興を図るため、新市においても、久留米市の制度を合併時から全市域に適用することとする。</p> <p>( 4 ) 損失補償については、中小企業振興を図るため、新市においても、久留米市の制度を合併時から全市域に適用することとする。</p> <p>( 5 ) 経済団体への補助及び支援については、1市4町のこれまでの経過を踏まえるとともに、各自治体の補助実績の差も大きいいため、合併後も、現行の各市町の補助基準に基づく助成を、当分の間継続することとする。</p>			

## 商工・観光事業の取扱いについて

## (1) 制度融資

《制度融資については、久留米市、城島町、三潁町で行っている。》

	制度名	用途	限度額	利率	期間 (据置)	保証料	
久留米市	合理化資金	設備	2,000万円	1.7%	7年 (1年)	標準保証料率 - 0.23%	
	長期事業化資金	運転	2,000万円	1.7%	7年 (1年)	標準保証料率 - 0.23%	
	経営安定資金	小口資金	設備 運転	1,250万円	1.6%	5年 (6ヶ月)	標準保証料率 - 0.23%
		無担保無保証人	設備 運転	1,250万円	1.6%	5年 (6ヶ月)	標準保証料率 - 0.23%
		手形担保資金	運転	400万円	1.6%	手形期間 内	標準保証料率 - 0.23%
		短期安定化資金	運転	100万円	1.6%	7年 (1年)	標準保証料率 - 0.23%
	緊急経営資金	運転	1,000万円	1.46%	7年 (1年)	標準保証料率 - 0.23% ~ 0.31%	
	店舗近代化資金	店舗 改装	1,000万円 ~ 3,000万円 協同組合 は5,000万円	長期プライム レート (1.5%)	10年 (1年)	標準保証料率 * 保証協会 利用の場合	
先端産業振興資金	設備	1億円	長期プライム レート (1.5%)	10年 (2年)	標準保証料率 * 保証協会 利用の場合		
城島町	城島町預託金融融資制度	運転	500万円	2.0%	5年	標準保証料率	
三潁町	三潁町預託金融融資制度	運転	500万円	2.0%	5年	標準保証料率	

平成 15 年 4 月 1 日現在

(2) 利子補給

《利子補給については、久留米市、田主丸町、城島町、三潁町で行っている。》

久留米市	田主丸町	城島町	三潁町
<u>緊急経営資金</u> 全額利子補給(1年間)  <u>店舗近代化資金</u> 支払利子の40%(利子は8%が上限) 保証協会の保証付でない場合は30%  <u>先端産業振興資金</u> 5カ年を限度に支払利子の40%(利子が5%以上の場合は利率の内2%に相当する額)	借入額500万円を限度に、借入残額の1.533%(但し、借入利率の2/3以内)	1.5%の利子補給	1.5%の利子補給

平成15年4月1日現在

(3) 保証料補給

《保証料補給については、久留米市以外の4町は事業を行っていない。》

【久留米市の保証料補給制度】

対象者	上限額	保証料補給額
県信用保証協会の保証制度利用者	融資金額350万円以下	保証料の全額
市の無担保無保証人融資制度利用者	融資金額500万円以下	同上
先端産業振興資金の利用者	上限なし	支払保証料の30%

(4) 損失補償

損失補償については、保証料を低率におさえるため、また制度融資利用者が返済不能になり、保証協会が代位弁済を行ったときに、保証協会に損失補償を行うもの。

《損失補償については、久留米市以外の4町は事業を行っていない。》

【久留米市の損失補償制度】

区分	内容
保証協会保証料	保証協会に対する保証料率の減率(0.23%)を補填する。
代位弁済補填	融資残高の3%。但し、保険適用外(30%)の2分の1を限度とする。新規開業資金利用者は、融資残高の10%。ただし、保険適用外(30%)を限度とする。

(5) 経済団体への補助及び支援

経済団体への補助及び支援については、これまでの経過を踏まえるとともに、各自治体の補助実績の差も大きいため、合併後も、現行の各市町の補助基準に基づく助成を、当分の間継続することとする。

【1市4町の補助基準】

久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三漕町
(人件費) 国、県補助対象経費の人件費分から、国、県補助を除いた残りの1/3	前々年度の国、県補助確定額の30%	前年度の国、県補助確定額の50%以内 *平成9年度より据置	前々年度の国、県補助確定額の35%	前々年度の国、県補助確定額の35%
(事業費) 国、県補助及び県単補助の対象経費の内、事業費分から、補助金を除いた残りの1/2 *平成13年度より3年間据置				